

新型コロナウイルス感染症に関連する各種制度の概要一覧

1. 補助金・助成金（事業に関するもの）

R2.7.10 現在

名称	申請先・方法	概要	課税関係
持続化給付金	持続化給付金事務局 HP (オンライン申請のみ)	<p>【適用要件】令和2年1月～12月のうち、ひと月の売上高が前年同月比50%以上減少</p> <p>【給付上限】法人200万円、個人事業主100万円 (前年総売上 - 前年同月比 50%月の売上×12ヶ月が上限)</p> <p>【適用対象】資本金10億円未満 or 常時使用従業員数2,000人以下の法人、個人事業主等</p> <p>【申請期限】令和3年1月15日</p>	課税
家賃支援給付金	家賃支援給付金 HP (オンライン申請のみの予定)	<p>【適用要件】令和2年5月～12月のうち、ひと月の売上高が前年同月比50%以上減少 or 連続する3ヶ月の売上高が前年同月比30%以上減少</p> <p>【給付上限】法人600万円、個人事業主300万円 (申請時の直近の支払賃料月額に基づき算出される月額給付額の6ヶ月分)</p> <p>【適用対象】テナント事業者のうち、資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等</p> <p>【申請期限】令和3年1月15日</p>	課税
持続化補助金 (事業再開枠)	日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局へ 郵送	<p>【適用要件】販路開拓等の取り組みを行う事業者が、業種別ガイドライン等に照らして必要最小限の感染防止対策(ex.消毒液、マスク、ゴーグル、手袋、漂白剤、アクリル板等の購入、換気設備の導入、感染症対策PR費用)を行い、令和2年5月14日以降に支払・使用が完了すること。</p> <p>【補助上限】50万円(クラスター対策が特に必要と考えられる施設は100万円)</p> <p>【適用対象】商業・サービス業：常時使用従業員5人以下 宿泊業・娯楽業：常時使用従業員20人以下 製造業その他：常時使用従業員20人以下</p> <p>【申請期限】第3回：令和2年10月2日、第4回：令和3年2月5日</p>	課税

雇用調整助成金 (特例措置)	労働局助成金センター、ハローワークへ郵送・持参 又はオンライン申請	<p>【適用要件】コロナウイルスの影響を受け、売上等の生産指標が比較対象月と比べ一定割合以上減少等となった事業主が、労働者の雇用維持を図り、休業手当等を支給したこと</p> <p>【助成額】中小企業の場合、</p> <p>(1)休業等の初日が令和2年1月24日～9月30日の間の場合、 休業手当等の2/3、解雇等しない場合は9/10を助成(8,330円/日が上限)、教育訓練を実施すれば1,200円/日を加算</p> <p>(2)休業等の初日が令和2年4月1日～9月30日の間の場合、 休業手当等の4/5、解雇等しない場合は10/10を助成(15,000円/日が上限)、教育訓練を実施すれば2,400円/日を加算</p> <p>【適用対象】ほぼすべての事業者</p> <p>【申請期限】原則、支給対象期間の末日から2ヶ月以内</p>	課税
小学校休業等対応 助成金	学校等休業助成金・支援金受付センター	<p>【適用要件】臨時休業等した小学校等に通う子どもの保護者として世話をする必要となった労働者に対し、労基法上の年次有給休暇とは別途有給休暇を取得させること(賃金全額)</p> <p>【助成額】令和2年2月27日～9月30日の間で有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額(8,330円/日が上限、令和2年4月1日以降取得した有給休暇については15,000円/日が上限)</p> <p>【適用対象】ほぼすべての事業者</p> <p>【申請期限】令和2年12月28日</p>	課税

2. 香川県独自の制度

名称	申請先・方法	概要	課税関係
香川県持続化応援 給付金	香川県持続化応援給付金受付係 (郵送のみ)	<p>【給付対象】国の持続化給付金の給付を受けた県内中堅企業、中小企業、個人事業者</p> <p>【給付額】20万円</p> <p>【申請期限】令和2年6月2日～令和3年3月1日</p>	課税

香川県緊急雇用維持助成金	香川県商工労働部 労働政策課	<p>【助成対象】国の雇用調整助成金を受けた県内事業者</p> <p>【助成額】(1)休業等の初日が令和2年1月24日～9月30日の間であって国の休業実績判定期間に緊急対応期間(令和2年4月1日～9月30日)を含まない場合、国の助成額の1/5(すべての事業者が対象)</p> <p>(2)休業等の初日が令和2年4月1日～9月30日の間であって国の休業実績判定期間に緊急対応期間(令和2年4月1日～9月30日)を含む場合、国の助成額の1/9(中小企業のみ対象で、国の助成額が10/10の場合は助成なし)</p> <p>【申請期限】令和2年4月1日～</p>	課税
香川県テレワーク導入促進助成金	香川県商工労働部 労働政策課	<p>【助成対象】厚労省所管の「働き方改革推進支援助成金新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース」の支給を受けた県内中小事業主(国の助成金申請は令和2年5月29日まで)</p> <p>【助成要件】国の助成金の助成対象経費となっていないパソコン、タブレットの購入費用</p> <p>【助成額】1/2(上限100万円)</p> <p>【申請期限】令和2年5月1日～令和2年11月30日</p>	課税

3. 丸亀市独自の制度

名称	申請先・方法	概要	課税関係
事業者応援給付金	丸亀市役所産業観光課 (郵送のみ)	<p>【給付対象】丸亀市に事業所がある or 丸亀市民で、コロナウイルスによる影響で令和2年1月1日以降に本制度の対象となる融資を受けた者</p> <p>【給付上限】30万円</p> <p>【申請期限】令和2年5月8日～令和3年3月31日</p>	課税

4. 各種税制度

名称	申請先	概要								
申告期限の延長	税務署 県税事務所 県内市町役場	法人税・消費税等の国税について、申告書等の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と書くことで、事前の手続きなく申告・納付期限が延長される（延滞税なし） 香川県や県内市町役場においてもおおむね同様の措置が講じられている								
納税猶予の特例	税務署 県税事務所 県内市町役場 年金事務所	【適用要件】令和2年2月以降の任意の期間で売上等が前年同期比で概ね20%以上減少し、一時に納税を行うことが困難な場合 【対象税目】令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限到来するほぼすべての国税について、1年間納税猶予（担保不要、延滞税なし） 【適用対象】ほぼすべての事業者 【申請期限】令和2年6月30日 or 納期限のいずれか遅い日 香川県や県内市町役場、年金事務所においても同様の措置が講じられている								
テレワーク等設備 投資税制 (中小企業経営強化税制C類型)	税務署	【適用要件】青色申告書を提出する 中小企業者等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき 一定の設備を新規取得・事業供用した場合、即時償却 or 取得価額の10%税額控除(資本金3,000万円～1億円以下の法人は7%税額控除)を選択適用できる 中小企業者等：資本金1億円以下や常時使用従業員数1,000人以下の法人・個人 指定期間：平成29年4月1日～令和3年3月31日まで 一定の設備：テレワーク等のためのデジタル化設備が対象に追加され、遠隔操作・可視化・自動制御化のいずれかを可能にする新品の下記設備 <table border="1" data-bbox="891 1125 1400 1326"> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>160万円以上</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>60万円以上</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>70万円以上</td> </tr> </tbody> </table>	機械装置	160万円以上	工具器具備品	30万円以上	建物附属設備	60万円以上	ソフトウェア	70万円以上
機械装置	160万円以上									
工具器具備品	30万円以上									
建物附属設備	60万円以上									
ソフトウェア	70万円以上									

<p>自社製品等の無償提供、賃料等の減額、売上債権の免除等</p>	<p>特段不要</p>	<p>【自社製品等の無償提供】不特定多数の生活困窮者等を救済するために、緊急かつ感染症終息までの間で自社製品や購入したマスク等を提供した場合、その製造・購入・配送等の費用が寄付金や交際費とせず損金算入できる。</p> <p>【賃料の減額】以下の要件を満たす場合、取引先に対する賃料の減額を寄付金とせず損金算入できる。</p> <p>取引先がコロナウィルスに関連して収入減少し、事業継続が困難又は困難となるおそれが明らか賃料減額が、取引先の復旧支援を目的とすることが書面等で確認できる</p> <p>賃料減額が、取引先で被害が生じた後、相当の期間内に行われたものである</p> <p>【売上債権の免除、無金利低金利貸付】コロナウィルスにより入国制限や外出自粛要請など自己の責任でない事情により売上等が減少し資金繰りが困難になった取引先に対し、債権の免除や無金利・低金利貸付を行った場合、債権免除額や通常受け取るべき金利と貸付金利との差額について寄付金とせず損金算入できる。</p>
<p>消費税課税事業者選択の特例</p>	<p>税務署</p>	<p>課税売上 1,000 万円以下の事業者が消費税の課税事業者を選択 or やめるためには、原則として課税期間の開始前に届出の必要があるが、コロナウィルスの影響を受けている事業者については以下の要件を満たす場合、税務署長の承認を得ることで課税期間開始後も課税事業者を選択 or 取りやめることができる。</p> <p>【要件】</p> <p>令和 2 年 4 月 30 日以降に申告期限が到来する課税期間において</p> <p>令和 2 年 2 月 1 日～令和 3 年 1 月 31 日のうち 1 ヶ月以上の任意期間の収入が前年同月比概ね 50% 以上減少</p> <p>当該課税期間の申告期限までに申請書を税務署に提出</p> <p>課税売上 5,000 万円以下の事業者が選択できる簡易課税制度についても同様の制度あり</p>
<p>固定資産税の減免</p>	<p>市町役場</p>	<p>【適用要件】令和 2 年 2 月～10 月までの任意の連続する 3 ヶ月の売上が下記減少率を満たす場合に、認定経営革新等支援機関の確認を受けることを条件に減免される。</p> <p>前年同期比で 30% 以上減少した場合は 1/2 に軽減、前年同期比で 50% 以上減少した場合は全額免除</p> <p>【対象税目】令和 3 年分の償却資産税と事業用家屋の固定資産税</p> <p>【適用対象】中小企業者等</p> <p>【申請期限】令和 3 年 1 月 31 日まで</p>

5. 融資関連

名称	申請先	概要									
新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫	<p>【融資要件】最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同期比で5%以上減少など</p> <p>【融資条件】用途：運転資金、設備資金 担保：無担保 貸付期間：運転資金15年以内、設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 融資限度：国民生活事業8,000万円、中小事業6億円 金利：当初3年間は基準金利0.9%、4年目以降基準金利（国民生活事業0.21%、中小事業0.46%） （当初3年間は特別利子補給制度により実質無利子）</p>									
民間金融機関による実質無利子・無担保融資制度	各民間金融機関	<p>【融資要件】国が補助を行う都道府県等制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用すること</p> <p>【融資条件】保証人：代表者は一定要件を満たせば不要 担保：無担保 貸付期間：10年以内（うち据置期間最大5年） 融資限度：4,000万円</p> <table border="1" data-bbox="826 932 1655 1082"> <tr> <td>保証料・金利：</td> <td>売上高 5%</td> <td>売上高 15%</td> </tr> <tr> <td>個人事業主</td> <td colspan="2">保証料ゼロ・金利ゼロ</td> </tr> <tr> <td>小・中規模事業者</td> <td>保証料 1/2</td> <td>保証料ゼロ・金利ゼロ</td> </tr> </table>	保証料・金利：	売上高 5%	売上高 15%	個人事業主	保証料ゼロ・金利ゼロ		小・中規模事業者	保証料 1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ
保証料・金利：	売上高 5%	売上高 15%									
個人事業主	保証料ゼロ・金利ゼロ										
小・中規模事業者	保証料 1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ									
特別貸付に係る消費貸借契約書の印紙税非課税	特段不要	公的金融機関や民間金融機関が、コロナウィルスの影響を受けた事業者に対して行う特別な融資に係る契約書の印紙税は非課税									

注) これら制度は主なものの概要であり、上記以外にもコロナウイルスに関連する各種制度があります。詳細な申請要件等は各制度のHP等でご確認下さい。
また、各種制度は国の予算等によっては期限前に終了する可能性がありますのでご注意下さい。